

うるま市選挙管理委員会告示第18号

令和8年9月13日執行予定の沖縄県知事選挙において、台風のため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の3の規程により、当該選挙の告示の日の前日までに同法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を設置しない投票区は、次のとおりである。

令和8年8月26日

うるま市選挙管理委員会
委員長 安田 健

設置しない投票区：全投票区